

農地中間管理機構(仮称)の検討状況

平成 2 5 年 9 月 3 日

農林水産省

供給サイドの構造改革

【現状等】

- この20年間で、耕作放棄地は約40万ha(滋賀県全体とほぼ同じ規模)に倍増。
- 担い手の農地利用は、全農地の5割。

目標

- 今後10年間で、**担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現**(農地の集積・集約化でコスト削減)

スキーム

県農地中間管理機構(仮称)(農地の中間的受け皿) (いわば「農地集積バンク」)

- ① 機構が地域内の所有者から借受け等
- ② **地域内農地の相当部分の利用権**を持つ
- ③ 圃場の大区画化等の**基盤整備**を機構の負担で行う
- ④ 担い手の**規模拡大**、**担い手ごとの農地の集約化**に配慮して**貸付け(利用権の再配分)**(何回か**再配分を繰り返す**)
- ⑤ **市町村、民間企業(信託銀行を含む)等に業務委託**
- ⑥ **十分な国費投入**

出し手

貸付け・
信託等

出し手のメリット

- 公的な機構なので安心して貸せる
- 所有者負担なしに基盤整備ができる

受け手

受け手のメリット

- 規模拡大ができる
- 集約化した農地が借りられる
- 企業や新規就農者も利用しやすい農地が借りられる

(農業法人・大規模
家族経営・企業・
新規就農者など)

貸付け

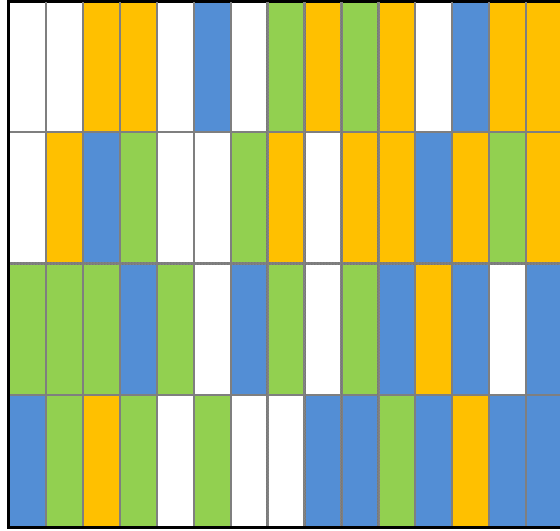
耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地(耕作放棄地予備軍)も**対策の対象**とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、**中間的受け皿に貸す意思があるかどうかを確認することから始めること**とする等、**手続の大幅な改善・簡素化**により、耕作放棄状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、**公告を行い、都道府県知事の裁定により中間的受け皿に利用権を設定**。

供給サイドの構造改革

農地の集約(イメージ)

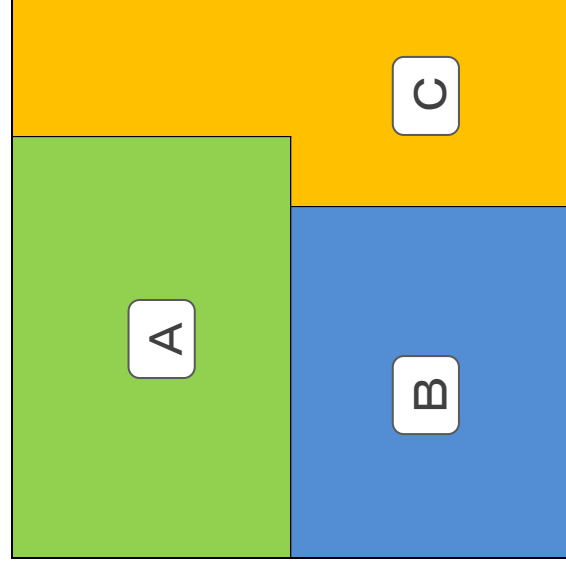
地域内の分散・錯綜した農地利用
 <1枚の圃場 30a区画>



- 緑 A 農業法人 20ha
- 青 B 大規模家族経営 20ha
- 黄 C 企業 20ha
- 白 D その他の小規模家族経営 20ha
 (20経営体)



担い手ごとに集約化した農地利用
 <1枚の圃場 1ha区画>



- A 農業法人 30ha (+10ha)
- B 大規模家族経営 25ha (+5ha)
- C 企業 25ha (+5ha)

農地の集積・集約化でコスト削減

農地中間管理機構（仮称）の制度設計の考え方（検討の方向）

1 農地中間管理機構の指定

- (1) 都道府県のコントロールの下に適切に構造改革・生産コスト引下げを推進するため、都道府県段階に設置する方向で検討。

都道府県知事は、農地所有者と農業経営者の間に、農地の賃貸借を通じて介在し、農地利用の再配分を行うこと等により、経営規模の拡大、農地利用の集約化その他農地の利用の効率化及び高度化を促進することを目的とする法人（第3セクター）を、都道府県に一を限って指定する。

- (2) 具体的な実務は、機構から市町村への業務委託により、市町村を中心に動かすことを基本とする方向で検討。（6参照）

2 事業

農地の中間的受け皿としての機能を十全に発揮するため、次の事業を中心とする方向で検討。

- ① 農地の借受け・貸付け（譲受け・譲渡し・交換・信託の引受も可能）
- ② 当該農地の管理（作業委託を含む）
- ③ 当該農地についての土地改良その他貸付条件の整備

3 農地の借入れ

農地利用の集約化等を円滑に進めるとともに、農地中間管理機構に活用できない農地が滞留することを防止することができるような借入れルールを設ける方向で検討。

- ① 農地中間管理機構は、人・農地プランが作成されている地域内の農地など農地利用の集約化等が見込まれる農地等を借り入れる。
- ② 農地中間管理機構は、農地利用の集約化等を図る上で必要があると認めるときは、借入れに係る契約の申入れを行うことができる。
- ③ 農地中間管理機構は、農地として利用することが著しく困難な場合等は、借入れを行わず、また、借入れ後一定の期間内に農地の貸付けの見込みが立たない等農地としての利用を維持することが著しく困難となった場合等には、賃貸借契約を解除して滞留を防止する。

4 農地の公正・適正な貸付け

(1) 担い手の規模拡大・担い手ごとの農地利用の集約化には、貸付けが公正・適正に行われることが重要であることから、適切な貸付けルールを設ける方向で検討。

- ① 農地中間管理機構は、農地の貸付けに当たって、農地の利用の効率化及び高度化に資するよう配慮しつつ、公正かつ適正に行わなければならないことを明示する。
- ② そのため、農地中間管理機構は、
 - ア 地方公共団体から認定農業者、人・農地プランの中心経営体等についての情報提供を求め、
 - イ 農地の借入れを希望する農業者を公募し、
 - ウ 農地の借入れを希望する農業者に関する情報を整理・公表し、これを踏まえて貸付け先を決定する。

(2) また、貸付けに関する手続を極力簡素・合理化する方向で検討。

- ① 農地中間管理機構は、貸付けを行う際、農地利用配分計画を定めることとし、この計画の公告により利用権が設定されることとする。
- ② この場合、個々の農地の権利移動について農地法の許可は要しないものとする。

5 運営委員会

農地中間管理機構の公正・適正な運営を確保するため、農地中間管理機構に運営委員会を置く方向で検討。

- ① 重要事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
- ② 運営委員会は、認定農業者や人・農地プランの中心経営体（法人、家族経営、企業等といった経営形態ごと）、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者等で構成する。
- ③ 運営委員会は、地域ごとに地域部会を設けることができる。

6 事業の委託

農地中間管理機構の実務を、関係者の総力をあげて、効率的・効果的に実施するため、市町村等への委託を行えるようにする方向で検討。

- ① 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けて、事業の一部を他の者に委託できる。
- ② 委託を受けた市町村は、その一部を再委託できる。

7 協力体制

農地中間管理機構の実務を円滑に実施するため、関係機関等による協力体制を設ける方向で検討。

8 その他関連事項

(1) 人・農地プランの法律への位置付け

人・農地プランを法律に位置づける方向で検討。

- ① 市町村は、次に掲げる事項について農業者等の協議の場を設け、協議の結果を整理し、公表する。
 - ア 将来において地域の農業における中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）
 - イ 中心経営体への農地の利用の集積及び集約化
 - ウ イに必要な農地中間管理機構の活用
 - エ 中心経営体と他の農業者との連携協力により実現しようとする地域の農業の将来の在り方
- ② 市町村は、協議に当たっては、中心経営体の候補者を含め、幅広い農業者等の参加を得るよう努める。
- ③ 市町村は、定期的に又は随時に農業者等の協議の場を設け、見直しを行う。

(2) 遊休農地対策の強化

農地中間管理機構を活用して遊休農地の発生防止・解消を進められるルールとする方向で検討。

- ① 農業委員会は、遊休農地があるとき又は所有者の死亡等により耕作の業務に従事する者が不在となったときは、農地の所有者等に対し、農地の農業上の利用に関し、書面で意思の確認を行い、農地中間管理機構への貸付けを促す仕組みを設ける。
- ② 都道府県知事の裁定による利用権設定までのプロセスを簡素化する。
- ③ 遊休農地等の所有者又はその所在が分からない場合の公告制度の改善を図る。
- ④ 農地中間管理機構は、借入れ後一定期間内に農地の貸付けの見込みが立たない等農地としての利用を維持することが著しく困難となった場合等には、賃貸借契約を解除して滞留を防止する。

(3) 農地台帳等の法定化

農地中間管理機構による担い手の規模拡大・担い手ごとの農地利用の集約化等を円滑かつ効果的に進めるため、農地台帳等を法律に位置付ける方向で検討。

- ① 農業委員会は、農地の所在、所有者、借受者、借受期間等を記載した農地台帳及び地図を作成し、磁気ディスクをもって調製の上、公表する。
- ② 都道府県、市町村及び農業委員会は、その保有する農地の所有者に関する情報を内部で利用するとともに、他の地方公共団体等に情報の提供を求めることができる。

従来の農地保有合理化法人のスキームとどう違うか

	農地保有合理化法人のスキーム (県農業公社)	左の問題点	農地中間管理機構のスキーム						
創設年	昭和45年に創設		今回、農地保有合理化法人を抜本的に改組						
農地流動化手法等	<p>売買が原則 [昭和45年当時は、農地流動化] の手法は売買が中心という考え [方]</p> <p>[平成25年度予算 12億円] 農地保有合理化法人が、農地を買い入れて、売り渡すまでの [間] の金利等を助成。</p>	<p>○農地所有者は、基本的に売りたいくない。 ○受け手も収益価格より高い価格では買えない。(都府県では売買価格は収益価格の4倍) ○農地保有合理化法人側も、 ・多額の買取資金が必要であること ・買ってもうまく売れなければ、不良資産となること から消極的。(確実に売れる目処のついていないもののみを買入れ)</p> <p>[これまでの合理化法人の実績]</p> <table border="1" data-bbox="766 851 909 1299"> <tr> <td>H15</td> <td>11,524ha</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>13,097ha</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>8,027ha</td> </tr> </table>	H15	11,524ha	H20	13,097ha	H23	8,027ha	<p>○貸借を基本 ・左の問題は、基本的に解決</p>
H15	11,524ha								
H20	13,097ha								
H23	8,027ha								
農地流動化の契機	<p>個々の売り手・買い手の相対協議が整ったものが、農地保有合理化法人へ持ち込まれる。 (売買代金の支払が数年後となる場合に、その間ののみ農地保有合理化法人が所有する。)</p>	<p>相対協議ではマッチングに限界があり、相対協議が整うのを待っていたら結局、農地は動かない。</p>	<p>地域内の農業者の徹底した話し合いによる人・農地プランの作成を通じ、地域ぐるみでのマッチングを進める。</p>						

農地中間管理機構による農地利用再編成の推進 (担い手への農地集積・集約化)

